

## 矢掛町友好都市交流企画助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本町と沖縄県金武町とのフレンドタウンシップ協定に基づく交流を促進し、友好都市相互の発展に資するため、予算の範囲内で矢掛町友好都市交流企画助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、矢掛町補助金等交付規則（平成28年矢掛町規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づき旅行業の登録を受けた者（以下「旅行事業者」という。）であって、金武町を目的地とする同法第2条第1項に規定する募集型企画旅行又は受注型企画旅行（以下「企画旅行」という。）を企画し、実施する者とする。

### (助成対象事業等)

第3条 助成対象事業は金武町交流企画事業とし、助成金の額は、旅行事業者の実施する企画旅行参加者のうち、町内に住所を有する者又は町内に所在する事業所等に勤務する者（当該勤務者の家族を含む。）1人あたり1,000円とする。

### (認定の申請及び認定)

第4条 助成金の申請を行おうとする旅行事業者は、旅行開始の7日前までに、矢掛町友好都市交流企画助成事業認定申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 旅行企画書（別記様式第2号）

(2) 旅行予定者の名簿（別記様式第3号）

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る内容を審査し、適当であると認めるときは、矢掛町友好都市交流企画助成事業認定書（別記様式第4号）を交付するものとする。

(事業の中止)

第5条 前条の規定による認定を受けた旅行事業者（以下「助成金認定事業者」という。）は、事業を中止する場合は、矢掛町友好都市交流企画助成事業中止届（別記様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金認定事業者は、旅行終了日から起算して14日以内に、矢掛町友好都市交流企画助成金交付申請書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添えて助成金の交付の申請を行わなければならない。

- (1) 金武町への旅行を証明する書類
- (2) 旅行者の名簿（別記様式第7号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(助成金交付決定等通知)

第7条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る内容を審査し、適当であると認めるときは、矢掛町友好都市交流企画助成金交付決定及び確定通知書（別記様式第8号）を交付するものとする。

(助成金の請求)

第8条 助成金認定事業者は、前条の通知を受領した日から起算して14日以内に矢掛町友好都市交流企画助成金請求書（別記様式第9号）を町長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。